

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時の食事療養標準負担額は次のとおりです。

区分			食事代(1食)		
			令和7年 3月31日以前	令和7年 4月1日以降	
一般			490円	510円	
住民税非課税世帯	70歳未満	非課税世帯(区分オ) (過去12ヶ月の入院期間が 90日以内)	230円	240円	
		非課税世帯(区分オ) (過去12ヶ月の入院期間が 91日以上)	180円	190円	
	70歳以上 75歳未満	低所得2	過去12ヶ月の入院期間が 90日以内	230円	240円
			過去12ヶ月の入院期間が 91日以上	180円	190円
		低所得1	110円	110円	